

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 国際船舶・港湾保安法等の概要

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「SOLAS法」という。）は、国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るため、その所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置及び国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めている。

また、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成16年国土交通省令第59号。以下「規則」という。）では、SOLAS法による規制及び措置等の細目を定めており、国際航海船舶が本邦の港に入港する際に必要な通報事項等を規定している。

2. 改正経緯

北朝鮮による核実験の実施、弾道ミサイルの発射等の一連の行為を受け、国連加盟国は北朝鮮制裁措置を強化しており、また、米国は平成29年11月に北朝鮮をテロ支援国家に再指定した。これにより、北朝鮮による核、ミサイルその他の大量破壊兵器関連の物資等の移転防止に係る措置が講じられるなど、国際社会の平和及び安全に対する脅威への対応が広がっている。

北朝鮮による一連の行為に係る脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であることから、我が国においても、不審な船舶による本邦の港への武器又は爆発物その他の危険物の不法な持込みの防止等、水際での対応が求められている。

このような中、平成29年11月、同年中に北朝鮮の港に寄港した疑いのある船舶が本邦の港に入港し、かつ、適確な措置がなされないまま出港した事案が発生しており、我が国における水際対策の一層強化は喫緊の課題となっている。

3. 改正概要

上記のような観点から、SOLAS法に基づく船舶保安情報の通報事項の細目を定める規則第75条に北朝鮮の港への寄港の有無を追加する旨の改正を行うことにより、近年中に北朝鮮に寄港したことがある船舶に対する入港に係る規制を強化し、我が国の港湾施設等に対して行われるおそれがある危害行為の防止等の措置を図ることとする。

4. スケジュール

公布 平成30年4月27日

施行 平成30年7月16日